

編集委員会/広報委員会 **TEL**/0224-24-5372 **FAX**/0224-25-6608 **URL**/http://www.sennanho.or.jp

法人会キャラクター けんた



写真:阿武隈ライン船下り「こたつ船」(提供:丸森観光案内所)

主な内容

会長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 2	事業報告	į
マイナンバー制度について	·3	周知事項等1	
平成27年度税制提言······	.5	税務署だより1	

会長 渡 (仙南信用金庫理事長) 邊

無ないっただき、厚くお礼申し上げます。
のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当会の事業運営にご協力、ご支援いただき、厚くお礼申し上げます。
東日本大震災から4年が過ぎようとしていますが、被災地の状況をみますと、被災規模の大きさに加え、資材価格の高騰や人手不足等により、復旧・復興の進捗も遅れ、未だ道半ばとなっております。政府は、いわゆる「アベノミクス」により「①大胆な金融緩和政策 ②公共事業中心の財政政策を強緩和政策 ②公共事業中心の財政政策を強緩和政策 ②公共事業中心の財政政策を強調を推し進めております。政府は、いわゆる「アベノミクス」により「①大胆なを融緩和政策」を目指し経済活動のが規場の急激な変動(円安)等による前人のが規場です。そのような最中にあって、業績好調な輸出関連のが現状です。そのような最中にあって、非に大きく、また、為替相場の急激な変動(円安)等による輸入のが規状です。そのような最中にあって、非に大きく、また、為替格が現状です。そのような最中にあって、昨年4月1日より公益社では、昨年4月1日より公益社では、1000円の推進が見込まれ、今後の景気回復に期待するところ大であります。

ととなり、各種講習会より広範囲な活動する。これより、従来のた。これより、従来のた。 、、各種講習会や広報等活動の範囲へ、各種講習会や広報等活動の範囲会員以外の法人等にも門戸を開き会員以外の法人等にも門戸を開き

を拡大しているところです。 当会における今年の活動は「①税に関する知識の普及・納税意識の高揚、税制等調査活動の実施 ②企業経営の安定化のためのセミナー等の開催 ③社会貢献活動の展開」の3本柱を中心に、社団法人化以降30余年にわたり活動してきた経験と実績をさらにブラッシュアップし取り組むこととします。税制等に関する活動における税知識の普及・納税意識の高揚策としては、小学生を対象とした租税教室、法人を対象とした税制では、平成28年度に向けて、税に関する提言活動を成28年度に向けて、税に関する提言活動を成28年度に向けて、税に関する提言活動をは変にした。 企業経営の安定化のためのセミナーにおいては、来年1月運用開始予定の「マイナンバー」制度の理解と円滑な運用に向けた、平成28年度に向けて、税に関する提言活動をは変に、中小企業向けの経営セミナー等の開催を積極的に推し進めてまいります。

支援、介護施設支援としての物資寄贈、育成を図るため「わんぱく相撲大会」へ社会貢献活動においては、健全な青少 節の年

ーコキ 1キャップ回収」等を引き続き積極的供たちへワクチンを提供するための力15%削減)」による広報活動、世界動としての「いちごプロジェクト(使 %てまいります。ップ回収」等を引

会長

渡邊

大助(白

謹

質

新

年

副会長

村上

睦夫(白

に推し進めてまいります。
そのほかの活動として、会員及び会員の がオートとしての健康診断の充実等を推し進 めてまいります。 法人会は、全国の法人会とともに社会への 貢献に一層の努力をして参りますのでよろ しくご協力方お願い申しあげます。 最後になりましたが、法人会とともに社会への 最後になりましたが、法人会とともに社会への に密着した活動を展開しています。当会に おいても、全国の法人会組織に拠って一貫して地域 に密着した活動を展開しています。当会に お知り合いの非会員が、全国 会員増強に繋げてまいりたいと考えており ます。つきましては、会員の皆様には、当 会の事業運営に積極的に参画されるととも に、お知り合いの非会員の方々に、法人会 の加入勧奨をあらゆる機会を通して積極 的に実施していただくようにお願い申し上 げます。 本年は羊(未)年です。羊の年は、「春 の陽の気が大いに伸長発展して、萬草木を でらせ、滋味が加わる」と言われておりま す。被災地の早期復旧・復興と、会員の皆様のご挨拶といたします。

の子供たちへ用電運動として

大沼

毅彦(柴

田

株サカモト

清志(大河原)

庄司

清

一(角

田

株朝文堂

何角田防災

佐藤

義信(蔵

王

株サイ薬局

丸山

(株)

鈴木

正司(川

崎)

春日部泰昭(丸

森

株春日部組

大沼

克巳(村

 $\underline{\mathbb{H}}$

新誠木材株

政雄(七ヶ ヌマ株

宿

何鈴木設備 工業所

個人番号 法人番号

マ

ナ

ン

法が施行され

ると

特定社会保険労務士

税

•

社会保険の実務はどう変わるの

平成26年度における大河原町「ララ・さくら」に大河原町「ララ・さくら」に大河原町「ララ・さくら」に大河原町「ランドホテル」においてそれぞれ挙行され、当法人会からは次の四氏が表彰されました。

昨年5月に ||人を識別するたに「行政手続にお

されます。 といいます)が付与1つの番号(これを1つの番号(これをの利用等に関する法の利用等に関する法の利用等に関する法の利用等に関する法の利用等に関する法の利用等に関する法の利用等に関する法の利用等に関する法

保険・税の会社事務につ 概説します 本稿では、 大きく変わ 会社事務について 変わりそうな社会 で成27年10月以

庄司清一氏

四氏が表彰の栄誉に輝く

○大河原稅務署長表彰 ○東北六県法人会連合会会長表彰 副会長 春日部 泰 昭 副会長 春日部 泰 昭

マイナンバ・ ー制度とは何か

永井政雄氏

大河原税務署長表彰

にいうとどうい しょうか。 11 いうものなので一制度は、簡単 る の で 単

透明性を高め、国社会保障・税制度 の情報であると 存在する個人の情報を同一 「番号制度は、 内閣官房の資料によると、 税制度の効率 ということの確の情報を同一人 複数の機関に 基盤である ŋ

が付番り

します

佐藤義信氏

東北六県法人会連合会会長表彰

春日部泰昭氏

マイ ナンバ の対象は、 個

も番号は付番されます。が集まっていますが、法人に 時庇護者及び仮滞在許可者、中長期在留者、特別永住者、 付番履歴の 個人番号は、住民票コード 報道等では個人番号に注 ある日本国民及 目

(インフラ) である」と記載会を実現するための社会基盤 されています

役職・敬称略) でれたものです。(肩書は現たる法人会活動の功績が評価たる法人会活動の功績が評価が高いかけいのです。)

現価わ税

のです。 ンフラ=基盤」になっていくに、国民生活に描かせない「イ 水道や電力、 今後、 マイ 道路などのよう ナンバ 一制度は

誰が対象となるの か

と法人です

経過滞在者に対して市区町村

び

 \mathcal{O}

新生児からお年 まで自分 番号 を 外

> 社団などに国税庁長官が付番の提出義務がある人格のない務や源泉徴収義務、法定調書 い人 地方自治体、登記して つ して行きます る登記の なお、 ようになるのです 法令に基づき設置されて 法人に対しては国、 ない法人、 納税義 11 、る法

マイナンバー法がめざすもの

すが、実と誤解し とが分かります。 んでみると、 民を監視するための マイナンバー 実際のところ法律を呼んしている向きもありま そうではな 制度を政府が ッー こい ル

ています。 握したい 険の給付を適切に行 そのために所得等を正確に把 どちらかと と いうと、 11 う趣旨にな 社会保 たい、

いイナンバー法 、次の一法によ いような Sって実

> 1 \$ のです

障給付の実現 よりきめ細やかな社会保

の導入、 (費用立替をなくす)、給付:介護合算制度の現物給付: 止ができる。 誤や給付モレ、 総合合 高額医療制度・ 算制度 、二重給付の防なくす)、給付過の現物給付化医療制度・高額 仮 称

か

?

所得把握の制度の向上

名寄せ・突合することが可能番号を使うことで効率的に 2 となるため 所得の が把握が容

③ 災害時 災害時におけ る活用

どが考えられる。 生活再建への効果的な支援な 本人確認、 の作成および更新、 災害時要援護者リス 医療情報 災害時 いの活用、 \mathcal{O}

コン等から入手できる らせ等の情報を自宅の 自己の情報や必要なお知 パソ

4

(5) 認などができるようになる 行う際に参考となる情報の 等のお知らせ、 払った費用の確認、 例)各種社会保険料 のお知らせ、確定申告等のった費用の確認、制度改正、サービスを受けた際に支、サービスを受けた際に支 事務・手続の簡素化、 負 確

略、医療機関における促所得証明や住民票の活 保 **於** 於 所 資 省

石 石

仙南信用金庫

平成27年1月 ● 法人ニュース仙南 第44号

平成27年1月 ● 法人ニュース仙南 第44号

風間白石市長及び安藤白石市議会副議長へ当会副会長佐藤義信より 「平成27年度生成改正に関する提言書」を交付

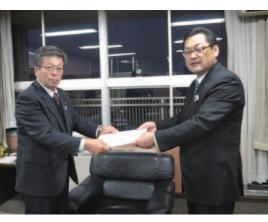
場 所:白石市市役所応接室

交付日: 平成 26 年 11 月 26 日 (水)

風間白石市長へ提言書の交付



安藤白石市議会副議長へ提言書の交付



○まだ道半ば

■平成二七年度税制改正スローガン

平成

一七年度税制改正

関する提言

《要約》

(3) (2)

執行面において実

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!
○厳しい経営実態を踏まえ、
中小企業の活性化を図る税制を!
軽減税率も15%の本則化とする見直しを!
経滅税率も15%の本則化とする見直しを!
○本格的な事業承継税制を確立し、

推進に向けた改革の提言 社会保障給付の急速な増大が不可避であること から、給付の「重点化・効率化」による抑制化の から、給付の「重点化・効率化」による抑制化の がら、給付の「重点化・効率化」による抑制化の

Ι

社会保障と税の一体改革と今後のありかた

《基本的な課題》

●マクロ経済スライドの厳格な適用、支給開始 ●マクロ経済スライドの厳格な適用、支給開始 ●大胆な規制改革、診療報酬体系の見直し、後 発医薬品の使用促進による給付の抑制。 介護保険について。 ●真に介護の必要なものとそうでない者とにメ リハリをつけた給付への見直し。 生活保護について ・生活保護について。 高所得者の年金給付の削減。イドの厳格な適用、支給開始

後

不正受給の防止

保育所 の策 整備等 現物給付へのシフ

(5)

(4)

(3)

(2)

(1) 消費税率引き上げに伴う対応措置

●中小企業が適正に価格転嫁できるように、消費税のさらなる引上げ対応について 実

税務署に提出します。 支払調書」といった法定調書 に個人番号を記載した上で、 酬、料金、契約金及び賞金の「給与所得の源泉徴収票」「報

減などが考えられる。の提出に係る事業者負担の格の確認の簡素化、法定調

負担の軽法定調書

康保険組合などへ提出します。受け取り、日本年金機構や健番号を記載した申請書などを 続において、 用保険などの各種社会保障手 また、 年金、 従業員から個人 健康保険、 雇

能、地域がんだりで正しいデーへの医学研究に

、地域がん登録等におけるで正しいデータの蓄積が可の医学研究において、継続

児童虐待の早期発見、

難病等

の医学研究にお

断履歴の継続的把握における種履歴の確認、乳幼児健康診

継続的な健康情報・予防

接

医療・介護サー

ビスの向上

●今後のスケジュール

年5月31日に公布されました。 年5月31日に公布されました。 定個人保護委員会が設置され るなど、準備は着々と進んで るなど、準備は着々と進んで 今後は、 平成27年10月をめ

マイナンバー制度の 研修が必要になるでし

制度の概要は、

法律名

健康保険法

厚生年金保険法

雇用保険

所得税法

国外送金等

支払調書法

よう。

るものと、

法改正が必要な

ŧ き

きです。

全社的に周知徹底しておく

後実現したいことです

以上が大綱で記載された今

ただ、これらはすぐにで

元化などができます

医療保険証、 断書添付の省略、

介護保険証の

年金手帳、

る、

各種行政手続において診

患者の予後の追跡が容易にな

取扱いが変わってくるように

のもあるため、今後少しず

される予定です。 めどに個人番号の利用が開始 ら通知され、平成28年1月を ら通知され、平成28年1月をどに個人番号が各市区町村か なお、 番号通知 元の方法です

化が始まって行きます

当面は、

⑤の行政事務効率

所に「通知カーが、郵送で、住日 行われます。 法人番号は平成27年 住民票の -ド」によって住民票のある住

7

長官から通知される予定です。 月以降、 方、 書面により国税庁

留

意が必要です。

O

業員・

顧客・株主などから、

を

民間事業者

(企業)

は、

従

番号を利用 民間事業者

する場面

(企業)

が個人

記載た書面などを受け取り、 個人番号(マイナンバ

> りペ ります。ページで公開されるようにた

実務上の留意点

を確認します ー対応範囲とスケジュ まず は、 自社の マ イ ナ ル

届出事項

被保険者の資格取得、喪失、報酬月額お

被保険者の資格取得、喪失、報酬月額お

利子所得、配当所得に関する支払調書、

報酬、料金、契約金、利子等に関する支

払調書、損害保険・生命保険の保険金給

付に関する支払調書、不動産等の譲渡対

価・貸付斡旋手数料の支払調書など

国外送金等支払調書

よび賞与額に関する事項

よび賞与額に関する事項

被保険者の資格取得および喪失

然として、 しょうか。 人事・労政、 営業の部署はどう 経 理などは当

で

こなのか、 得する必要があるため、 の取引先などからも番号を取マイナンバーは顧客や個人 について関わる関係部署はど 次に、 社員に対する教育 を確認します 番号

条文番号

48条

27条

7条

225条

4条1項

て、 は、 扱いに関する管理義務を置 います なぜなら、 特定個人情報(マイ すべての民間企業に対し のついた個人情報) マイ ナンバ 置の取して - 法

なっているからです。の罰則がかなり厳しい

かなり厳しいものに 漏えい等した場合

管理等が厳格であることに 個人情報保護法よりも情報

> て個人番号中心に見て き

人事給与、 経理関係の部署

します。においてマイナンバーを利用る申請や異動等に関する届出 被保険者資格及び給付に関す護保険、雇用保険)の納付、料(健康保険、厚生年金、介 住民税の特別徴収、 社員の所得税の源泉徴収、 **-**年金、介 社会保険 の納付、

ナンバ 一法に

> したが、 ての視点も考慮しておくとしたが、法人番号利用につ いでしょう。 17 17

情報の名寄せ・突合 ことが期待されて に行うことができるように 夕交換)取引等で活用できる ·ますし、 1つの法人に1 E D ・突合を効率なですから、法・ います。 つ (電子デ の番号 な的人が

ŋ

●滞納防止に向けて、制度、執行面におい税の滞納対策について	(10%程度までの事務負担、税

る。て

3 財政健全化に向けて

 財政健全化の達成に向けて
 ●聖域なき歳出削減が不可欠であ、各歳出分野に削減目標を定め、必要な具体策と工程表を明示し着実に実行。
 ●財政健全化の阻害要因とならないように十分注意。
 ●市場の動向を踏まえた細心の財政運営の実施。 を野

(2)

分

(3)

の財政運営の実

(2)(1)行政改革の徹底

(4) 積極的な民間活力の導入。
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。による人件費の抑制
による人件費の抑制
は、質量体系の見 0)

(4)(3)

共通背番号制度について

運用及びコスト意識の自覚。●個人情報漏洩、プライバシー取組。 への周知・定着 0

r 意識の自覚。 プライバシ -保護等 7の適切

な

今後の税制改革のあり方

6

を踏まえ、ひ 税制全体を抜本的に見直が大きな構造変化に対応し

で、視点等

経済活性化と中小企業対策

法人税率の引き下げ

代替財源にお法人実効税率 ₹いては、中小& ¥20%台の実現。

(2)(1)

企業に十分配慮す る

平成27年1月 ● 法人ニュース仙南 第44号

1. 税務知識普及・納税意識高揚事業

会員及び一般に向けて税知識の普及、納税意識の高揚を図るため各種イベントを実施

●税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

【改正税法説明会】

• **実施日**: 平成26年9月17日 •場 所:仙南建設会館(大河原町)

•講師:及川辰也氏(法人課稅第一部門上席調査官)

·参加者: 28名



【仙南優法会との共催による税務講演会】

• **実施日**: 平成26年11月13日

・場 所:和洋亭ぶざん (大河原町)

師:藤原敏浩氏(法人課税第一部門統括調査官)

・テーマ:国税査察制度のあらまし及び相続税等の税制改正あらまし

·参加者:14名



【新設法人説明会】

• 実施日: 平成26年11月14日

・場 所: 大河原コミュニティセンター

•講師:藤原敏浩氏(法人課税第一部門統括調査官)

及川辰也氏 (法人課税第一部門上席調査官)

参加者:10名



【全国青年の集い(第28回)秋田大会】

• 実施日: 平成26年11月20日~21日

場所:秋田県民会館

プレゼン:みやぎのキズナ(宮城県青連)



【租税教室】

・実施日: 平成26年12月2日、5日、17日、18日、19日、平成27年1月27日

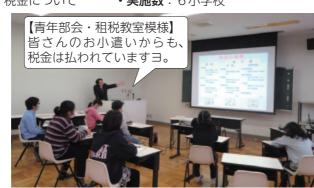
所:丸森小、小原小、宮小、舘矢間小、船迫小、村田小

師:青年部会、女性部会メンバー

・テーマ:税金について

実施数:6 小学校





と行政委員会委員の報酬の日当制の導入。 「地方議会のスリム化、チェック。機能の強化、直しによる地方公務員給与の是正。」地域の民間企業の実態に準拠した給与体系へ見改革推進。

(3)

(4)

(2)

「事業仕分け」

的手法の導入による地方の行政

(2)

事業所は

実

継

*

(2)(1)

電子申告の推進。配当に対する二重調

課税の見直

その他

ださい。 ※ 詳細については、

法人会のホ

ムペ

ージ

をご覧く

原発事: 被災地の 任のある措置を講ずること。災地の企業の定着・雇用促進に向けて、 故の業 **政への対応を含め**の復興の促進。 めた適正な支援 0

迅速な執行に

額中の中 実 相続税・贈与税の納税猶予制度事業承継税制の拡充 撤廃。 和産業の軽減税率の15%本則化と適力を業の軽済活性化措置について。 小企業の経済活性化措置について。 小企業の経済活性化措置について。 引き下げ。

0)

要件緩和

(1)

あるこ

相続税・贈与税関係

(2)

の拡充。

(金) 第

所得税関係

中小企業の経減税率の15

1%本則化と適る税制措置

用所得金

《税目別の具体的意見)

役員給与の損金算入の拡充。 法人税関係

産を一般資産と切りでの事業承継に対するは、担模の拡大。 の所有の猶予税額の免除け(100%)。 離措

●株式総数上限(3分の2)の割合(80%)の引上げ(10の見直しの見直しの見直しの見直しの見直しの別では、10 間した事業承継税置の充実。

地方税関係

(範評の30囲価評 万円)

(1) 道州制の導 地方の自立・自盟

化えい

・市町村合併の体質構築に

のつ

の推進による広域行ついて

と地方のあり方

ら廃止。 は固定資産税と二重課税的な性格を評価の一元化。 ま税

●相続時精算課税制度の特別控除額の2 贈与税の経済活性化に向けた見直し。●贈与税の経済活性化に向けた見直し。●配ののでは、1 相続税の負担営率は、先進主要国並みで 0) 引 き下

少子化対策。●個人住民税の均等割の見直し。●個人住民税の均等割の見直し。●基幹税としての財源調達機能の回復。所得税のあり方。

応じたり、

申告書類の作成指導や税務代理などを目的と

る職業専門家であります。

士記念日 理

有

相

私たち税理士は、税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、 小規模な事業者の皆さんたちが自分で申告書を作成できるように、 相談所を開設しております。

◆日 時 平成 27 年 2 月 23 日 (月) 10 時~ 15 時

各税理士事務所(※相談希望の方は平成27年2月20日までに、 下記の事務局までご連絡下さい。)

所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談

東北税理士会大河原支部

高橋武税理士事務所 Tel 0224-52-4503

税理士会による無料相談所 が国では、

が, 税理士は、, ができる」 納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に このような制度の 納税者自らが自分の所得や税額を 告納税制度) を採 中で納税者が正 ます 計算し 申告.

6

3. 社会貢献事業

地域社会の発展に貢献するための取組を実施

【ボーイスカウトへの寄贈】

• **実施日**: 平成26年10月16日 •場 所:仙南法人会事務室

・寄付先:ボーイスカウト仙南地区白石第1団

・寄贈品:キャンプ用テント



【女性部会による被災地視察復興応援・防災研修】

• **実 施 日**: 平成26年11月21日

所:武田かまぼこ店(塩釜)

・活動内容:被災地支援と震災から学んだ防災の研修会

致します。大いに活用してください。









【女性部会による節電活動 (いちごプロジェクト)】

• 実 施 日: 平成26年(18月11日、23日、2)12月22日

・場 所: ①白石夏祭り会場、松ヶ丘河川公園(蔵王町)、

②スーパービック川崎店

・活動内容: ①節電 PR のチラシ、うちわを配布

②防寒グッズを配布し、節電協力依頼

•参加者:300人



【夏の PR 活動】 暑いけど、地球温暖化防止 のため、節電 協力お願いし ます!



震災の励ましの手紙や、メッセージ



4. 会員交流

異業種交流による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

• **実施日**: 平成26年9月24日 場所:表蔵王国際ゴルフクラブ

·参加者:31人

• その他: チャリティ募金を合わせて実施





【青年部会による税務講演】

• **実施日**: 平成26年12月7日 場所: 晴風荘新館(相馬市)

•講師:横田事務局長

• テーマ: 消費税の転嫁について • 参加者: 8名



【税のえはがきパネル展示会】

• **実施日**: ①平成26年10月7日~15日 ②平成26年12月1日~5日

•場 所:①大河原税務署1F ②村田小、村田第2小

うまくかけているな~。



2. 経営支援揚事業

企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

【中小企業会計啓発・普及セミナー】

• **実施日**: 平成26年10月6日

場所:仙南建設会館(大河原町)

•講師:米田 正美氏(中小企業診断士 税理士)

・テーマ:企業の継続成長を目指す会計

参加者: 28名 中小企業の経営基盤強化に向けて、



【仙南ひまわり会講演会】

• **実施日**: 平成26年11月8日

・場所:しんきんホール(仙南信用金庫本店)

講師:辺真一(コリア・レポート編集長)

・テーマ:アジアの風を読む 日本を取り巻く世界情勢

·参加者: 280名



【移動講演会】

• **実施日**: 平成26年11月19日

場所:旅館三治郎(遠刈田)

・講師:大江 広満(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

・テーマ:雇用トラブル対策セミナー「多様化する雇用トラブルへの対処方法」





平成27年1月 ● 法人ニュース仙南 第44号 平成27年1月 ● 法人ニュース仙南 第44号

【丸森支部】

★丸森町商工会との合同講演会

• **実施日**: 平成26年11月26日 •場 **所**:国民宿舎 あぶくま荘

・テーマ:医療格差とセカンドオピニオンの重要性

• **講 師**: 吉居 真 氏 (T-PEC 認定アドバイザー)

・来場者:20名

法人会丸森支部

高齢化社会では、健康管理が重要 です。特に経営者の皆様は、社員



【村田支部】

★陶器市における税の PR 活動

(絵はがき展、税クイズコーナー他) • **実施日**: 平成26年10月17日

場所:相山タクシー

• 来場者: 250名

大河原税務署長も来られ ました。税金クイズで、



【川崎支部】

★川崎商工祭における税の PR 活動

• **実施日**: 平成26年10月19日

・場 所: 国道286号沿い特設会場 (川崎町)

• **来場者**:500名



【七ヶ宿支部】

★税の意識高揚を図るため、税務講習会や租税教室を実施

①税務講習会

• 実施日··平成26年9月18日

場 所・・開発センター

・テーマ・・消費税転嫁について

講 師··川田税理士

参加者··7名

②租税教室

• 実施日··平成26年11月13日

場 所・開発センター

テーマ・・ 税務署の仕事

•講師::日出山大河原 税務署長

参加者··34名

6. 各種会議等

事業運営のために各種会議において、議論を実施

【理事会(第2回)】

• **実施日**: 平成26年8月21日 ・場 所:和洋亭ぶざん(大河原町)



9件の審議案件と5件の報告事項について付議し了承された

【総務委員会(第2回)】

• **実施日**: 平成26年12月4日 • **場 所**: 仙南法人会事務室



各種規程等の制定・改定及び役員の改選等について議論

5. 各支部活動

各支部における税の PR 活動及び経営支援活動等

●各支部活動

【白石支部】

★白石農業祭における税の PR 活動

• 実施日: 平成26年11月8日 ・場 所:ホワイトキューブ

· 来場者: 300名



【角田支部】

★かくだふるさと夏まつりにおける税の PR

• **実施日**: 平成26年8月14日 •場 所:仙台銀行駐車場



【大河原支部】

★オータムフェスティバルにおける税の PR 活動 (税クイズ抽選会)

• **実施日**: 平成26年10月26日 •場 所:大河原町役場



【白石支部】

★パソコン教室

• **実施日**: 平成26年11月20日、27日

•場 所:白石商工会議所

• 来場者: 10名



【柴田支部】

★しばた産業フェスティバルにおける税の PR

• **実施日**: 平成26年10月19日 ・場 所:船岡小学校校庭及び体育館

• 来場者: 200名



【蔵王支部】

★産業まつりにおける税の PR 活動等

• 実施日: 平成26年10月18日~19日 ・場 所:蔵王町ございんホール

· 来場者: 250名

税金は、明るく住 みよい暮らしに使 われていますヨ

【福利厚生商品説明会】

• **実施日**: 平成26年11月19日 •**場 所**:旅館三治郎

•説明者: 大同生命保険㈱(北條課長)、A I U損保㈱(新庄社員)、アフラック(土井支社長補佐)







移動講演会における各受託会社(保険事業者)の商品案内

主な事業の12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事業	そ の 他
4		第1回理事会
5	・定時社員総会における記念講演会	・定時社員総会、各支部・各部会総会
6	・わんぱく相撲大会 ・法人税申告等に係る説明会(上期) ・社員教育セミナー(スマートホン・タブレット利活用講座)	・広報委員会 ・税制委員会
7		・広報委員会・厚生委員会・事業委員会
8	・夏の節電啓発活動(女性部会) ・各支部における税のPR活動(8月〜 11 月)	第2回理事会広報誌発行「夏号」総務委員会組織委員会支部担当者会議
9	・改正税法説明会 ・親善ゴルフ大会	■会員増強特別運動(9月~12月)
10	・税に関する絵はがきパネル展示(大河原税務署) ・中小企業会計啓発・普及セミナー ・ボーイスカウトへの寄贈	・東北税理士大河原支部との連絡協議会
11	・仙南ひまわり会講演会 ・移動講演会(雇用トラブル対策セミナー) ・新設法人説明会 ・年末調整説明会 ・H27税制改正要望陳情(白石市、白石市議会) ・税務講演会(仙南優法会共催) ・青年の集い秋田大会(青年部会)	■税を考える週間(11月11日〜17日) ・厚生委員会 ・広報委員会
12	・被災地視察復興応援・防災研修(女性部会) ・税務講演会(青年部会) ・税に関する絵はがきパネル展示(村田小、村田第2小) ・租税教室(丸森小、小原小、宮小、舘矢間小、船迫小) ・冬の節電啓発活動(女性部会)	・総務委員会 ・事業委員会 ・広報委員会
1	・租税教室(村田小) ・法人税申告等に係る説明会(下期) ・理事会開催時における大河原税務署長講演会	・第3回理事会 ・広報誌発行「冬号」
2	・税に関する絵はがき選考会 ・特別講演会(青年部会主催)	
3		・第4回理事会

お知らせ

- ●相続税が平成27年1月1日より改正となっています。
- ・相続税の基礎控除額が、大幅に引き下げられ、税率も変更となっていますので、取扱いに注意願います。 詳細は最寄りの税務署又は国税局のホームページ等をご覧ください。
- ●交際費等の損金算入制度が、平成26年4月1日以後開始の事業年度から改正となっています。
 - ・交際費の損金算入が緩和されています。詳細は最寄りの税務署又は国税局のホームページ等をご覧ください。

【組織委員会(第1回)】

- **実施日**: 平成26年8月27日
- 場所: 和洋亭ぶざん(大河原町)



会員増強施策について議論

【広報委員会(第3回、4回)】

- 実施日: 平成26年11月4日、12月17日
- 場所:大河原駅前「オーガ」



会報「冬号」作成の内容等について議論

【支部担当者会議(第1回)】

• 実施日: 平成26年8月26日 •場 所:仙南法人会事務室



支部の事務処理等について打合せ

【事業委員会(第2回)】

- **実施日**: 平成26年12月4日
- •**場 所**: 大河原町商工会



協賛金の取扱、下期事業計画について議論

【厚生委員会(第2回)及び福利厚生連絡協議会】

- **実施日**: 平成26年11月19日
- •場 所:仙南法人会事務室



福利厚生制度の充実等について議論

【東北税理士会大河原支部との連絡協議会】

- **実施日**: 平成26年10月2日
- ・場 所:和洋亭ぶざん(大河原町)



会員増強の取組等について意見交換

確定申告をすれば税金が戻る方

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受ける場合など
- ※ 給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く。) も申告が必要です。
- ※ それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類等を事前にご確認ください。
- ※ 国税還付金の受取りは、口座振込をご利用ください。

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは…

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

- ※ 日本国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方(居住者)のうち非永住者以外の方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税及び復興特別所得税を納める義務があります。
- ※ 平成25年分から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年分から平成49年分までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないよう で注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

便利な申告書の作成は国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



画像の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、[e-Tax(電子申告)]を利用して提出できます。

**e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。) ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です)



税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

税だより 税務署

給与所得者の確定申告について

(確定申告が必要な場合及び還付となる場合の周知)

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税及び復興特別所得税が精算されるため、確定申告は不要です。

ただし、給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。還付申告については、平成27年2月15日(日)以前でも行えます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりませんが、平成27年2月22日(日)及び3月1日(日)において、下記の税務署等(仙台国税局管内)では、閉庁日対応を実施いたします。

- ・閉庁日対応を実施する税務署等
- (1)青森、盛岡、仙台北、仙台中、石巻、山形、福島、、郡山、いわき及び相馬税務署
- (2)仙台北、仙台中及び仙台南税務署の合同会場
- (3)秋田南及び秋田北税務署の合同会場
- ※ 詳細については、最寄りの税務署へ連絡お願います。

確定申告が必要な方

次の計算において残額があり、さらに①から⑥のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算

算式

各種所得の合計額(譲渡 所得や山林所得を含む) から、所得控除を差し引 いて、「課税される所得 金額」を求めます。



「課税される所得金額」に所得税の税率を乗じて、「所得税額」を求めます。



「所得税額」から、配当 控除額と年末調整の際に 控除を受けた(特定増改 築等)住宅借入金等特別 控除額を差し引きます。

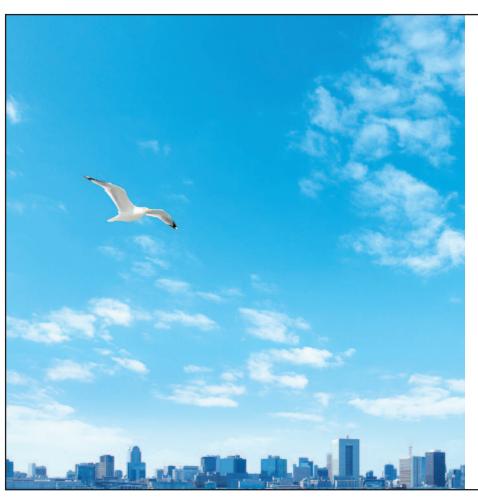
- ① 給与の収入金額が 2,000 万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
 - ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額(雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎 控除を除く)を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額(給与所得、退職 所得を除く)の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ④ 同族会社の役員やその親族の方などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成27年3月16日(月)です。納期限までに、現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税及び復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に 納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですので是非ご利用ください。

- (注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
 - 2 納付が法定納期限 (平成27年3月16日(月)) に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。





法人会の「経営者大型総合保障制度」は 昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまを お守りしてまいります。



仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1 (大同生命仙台青葉ビル) TEL 022-221-5486



AIU AIU保険会社

仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1 (仙台トラストタワー23F) TEL 022-726-7551







受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)